

寄付金控除について

公益社団法人ガールスカウト日本連盟へのご寄付および賛助会費は、内閣総理大臣より公益社団法人の認定を受け全額を公益目的事業に使用するため、税制上の優遇措置が受けられます。

また、「税額控除」適用法人の証明を取得しておりますので、個人からのご寄付は「所得控除」または「税額控除」いずれか有利な方式を選択して寄付金控除を受けることができます。いずれの場合も、ご寄付をされた翌年に所得税の確定申告をおこなっていただくこととなりますが、「税額控除」を選択される場合には、当連盟発行の「寄付領収証」のほか「税額控除に係る証明書」も必要となりますので、あわせて添付くださいますようお願いいたします。

1. 個人によるご寄付（賛助会費）

寄付額が2,000円を超える場合、A、Bいずれかにより算出された額について、寄付金控除を受けることができます。

A：【**所得控除** 適用の場合】

$(\text{寄付金合計額}^{\ast 1} - 2,000 \text{円}) = \text{所得控除額 (課税所得金額から控除)}$

※1 年間所得金額の40%が限度となります

B：【**税額控除** 適用の場合】

$(\text{寄付金合計額}^{\ast 2} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{控除額}^{\ast 3} \text{ (所得税額から控除)}$

※2 年間所得金額の40%が限度となります

※3 控除額は、所得税額の25%が限度となります

「税額控除」を選択すると、税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、多くの場合、減税効果が高くなるとされています。

2. 法人によるご寄付

一般の寄付金等の損金算入限度額とは別に、一定額を限度として損金算入が認められています。税制改正により損金算入限度額が拡大しましたが、限度額については法人の区分により異なりますのでご注意ください。

以上

公益社団法人ガールスカウト日本連盟

TEL 03-3460-0701

FAX 03-3460-8383